

## 第14期第1回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録

### 1 開催日時

令和2年2月20日（木） 午前10時00分から

### 2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

### 3 出席者（五十音順）

小林 登 部会長

櫻井 幸一 委員

森 咲子 委員

山元 規靖 委員

### 4 審査事項

- (1) 県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について
- (2) 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

### 5 会議の内容

#### 【小林部会長】

おはようございます。ただいまから、個人情報保護審議会の住基・番号法部会（第二部会）を開催いたします。開催しますのは本当に久しぶりだと思いますが、本日はよろしく願いいたします。

そして本日の会議は公開となっております。今のところ傍聴者の方はおられないみたいですので、特に、注意を申し上げることはございません。

それでは、今日お集りいただきました理由について、これから事務局から御説明いただくとありますが、事前にメールでもお伝えしていたと思います。県等の地方公共団体等が、この特定個人情報、マイナンバーを含む個人情報を取り扱うに当たっては、その取扱いについてルールを定めなければならない、特定個人情報保護評価書というものを作成するという事になっていきます。しかもこの評価書はパブリックコメントに付した上で、さらに、第三者機関の意見を聴くということで、この第三者機関が福岡県では、個人情報保護審議会になっているものですから、この審議会で特定個人情報保護評価について審議するという事で本日はお集まりいただいております。

それでは、審議に入る前に事務局から説明があるということですのでよろしく願いいたします

#### 【事務局】

まず本日は事務局として、情報政策課が加わっておりますので紹介をさせていただきます。

**【事務局】**

本日事務局に加わっております情報政策課原田と申します。本日はよろしくお願いたします。

**【事務局】**

次に本日の議題についてです。本日は2件の案件の審議を予定いたしております。1番目が「県税の賦課徴収関係事務」、2番目が「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」についてどちらも特定個人情報保護評価の第三者点検となっております。本日は評価書案の内容等について諮問実施機関から御説明をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

**【小林部会長】**

ありがとうございました。それでは、議題の審議に先立ちまして、まずこの特定個人情報保護評価の概要について事務局の方から説明していただくことにいたします。

それでは事務局は説明をお願いします。

**【事務局】**

特定個人情報保護評価の概要について、資料1により御説明させていただきます。

1ページ目ですが、特定個人情報保護評価とは個人プライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するというものでございます。

次に評価の目的ですが評価の目的としては2点ございまして、1つ目は事前に特定個人情報漏えい等を発生させるリスクを分析し、軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止する事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止でございます。

もう1つは、入手する特定個人情報の種類はこういったものですか、こういった目的・方法で使用しますとか、またこういった方法で安全管理措置を行いますとかを住民の方に分かりやすい説明を行うこと、また特定個人情報ファイルの取扱いにおいて、個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することによりまして、国民・住民の信頼を確保する、この2点を評価の目的としております。

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるのは行政機関の長（国の機関）、地方公共団体の長その他の機関など公的機関というのが主になります。

最後に根拠法令ですが、通称番号法と特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、この3つを根拠法令としております。

次に2ページ目をお願いいたします。2ページ目には特定個人情報保護評価の対象を示しております。

特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務でございます。

特定個人情報ファイルとは、文章や電子データ等の内容に個人番号を含む個人情報ファイルのことで、今回点検をお願いします税務システムや特定個人情報が表形式として整理された例えばエクセルなどの表計算ソフト用ファイルも含まれております。

特定個人情報保護評価の実施が義務づけられない事務というのもあります。1つ目は職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、これは、使用者としての各機関と被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であり、特定個人情報保護評価の目的には当てはまらないということで義務づけられないとしております。

その下、手作業処理用ファイル（紙ファイル）のみを取り扱う事務や取り扱う個人情報の対象人数が1,000人未満の事務につきましては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響が小さいということで評価を義務づけられない事務としております。

次に3ページをお願いいたします。「特定個人情報保護評価の手続」ですが、特定個人情報保護評価に要するコストとか、作業量に鑑みますと、全ての事務を同じように保護評価を実施しようとするのと、かえって形式化や形骸化する恐れがあるため、メリハリのある仕組みとしておりまして、個人のプライバシー等の権利利益に対して影響を与える可能性が高いと認められるものについて手厚い特定個人情報保護評価を実施することとしております。

具体的には取り扱う個人情報の人数や特定個人情報ファイルを取り扱う職員の数とか取扱いに関する重大事故の発生等によって分けております。なお、基礎項目評価は評価書作成の義務のある事務については、全て作成する必要がございます。

今回、点検いただく2つの事務につきましては、対象人数が30万人以上ですので、基礎項目評価＋全項目評価という形で、今回全項目評価書について点検をお願いすることになります。

次に4ページの「全項目評価の流れと第三者点検」ですが、まずしきい値判断をしました。次に評価書を作成、その次に住民等の意見聴取、パブリックコメントですがこれは既に実施しております。実施した上で、住民等の意見を評価書に反映させた上で第三者点検の実施ということで今日に至っているわけでございます。

第三者点検の目的としましては、評価実施機関が評価書の内容を決定する際に評価書の適合性・妥当性を客観的に判断するため、外部の有識者の意見を伺いますということで根拠規定としては特定個人情報保護委員会規則でございまして、この規定に基づきまして、福岡県としては個人情報保護審議会（第二部会）に第三者点検をお願いしているところでございます。

5ページをお願いいたします。

「審議会における第三者点検の実施」ということで評価書審査の観点ですが、評価書の適合性と妥当性というのがありまして、左側の適合性ですが、委員会（個人情報保護委員会）指針で定める実施手続に適合しているか、ということで具体的にはしきい値判断に誤りはないか、適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか、全ての項目について検討し、記載しているかなどになります。

右側の評価書の妥当性ですが評価書の内容は委員会指針で定める目的に照らして妥当なものかという、内容をより実質的に審査するものでして、事務の内容及び特定個人情報の取扱いプロセスの概要について具体的に記載しているか、特定個人情報を取り扱うプロセスにおいて、漏えい等を発生させるリスクを事務の実態に基づき特定しているか、

リスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か等になります。

最後に6ページですが「特定個人情報保護評価の再実施について」でございます。

評価の再実施の意義ですが、前回評価から5年経ちますので評価の再実施という形で行っているところですが、評価の再実施を行うことにより、改めて特定個人情報保護評価に記載する事務の内容や流れを確認し、特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策を検討するという意義がございます。

5年も経ちますと、個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化が生じていることも考えられ、また、情報通信技術の進歩の早さを踏まえると、リスク対策についても見直す必要性が高くなっていることが考えられることから、評価の再実施を行う意義があると考えられます。根拠法令として、特定個人情報保護評価に関する規則と特定個人情報保護評価指針に基づいて評価の再実施を行うものでございます。

説明については以上になります。

**【小林部会長】**

はい、ありがとうございました。ただいまの特定個人情報保護評価についての説明ですけれども、何か御質問とか御意見はございますか。

**【全委員】**

なし。

**【小林部会長】**

だいたいお分かりいただけましたでしょうか。

今回は、5年経ったので再評価ということのようですね。私がこの個人情報保護審議会の委員になる前に、一度このルールが作られて、検討されたということなので、私は最初の評価の時のことについては存じ上げないのですが、とにかく5年前に1回ここで審議して、その上で5年経ったのもう1回再評価をするということのようです。

それでは、この概要については、説明のとおりということにいたしまして、審議のほうに移らせていただきたいと思います。

## ○ 県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

**【小林部会長】**

まず、議題（1）であります。事務局から御説明をお願いいたします。

**【事務局】**

2月10日付けで福岡県知事から当審議会に諮問がありましたので、その内容について担当の税務課から説明をいたします。

**【諮問実施機関】**

特定個人情報保護評価の評価項目県税の賦課徴収関係事務について全項目評価書を提出しておりますが、まず、説明に入ります前に簡単に県税につきまして、説明をさせていただきます。ペーパーがなく口頭で恐縮でございますが、本日の朝刊にも掲載されておりましたとおり、令和2年度の県の予算案が発表されております。この議会に提出する予算案では、県税収入の歳入予算に占める割合が約35%、額においては6,556億円の予算を計上しております。6,556億円を県税の県内12か所の県税事務所、そ

れと本庁の税務課で担当しているところでございます。

主な税目でございますが、まず、税というのは普通税と目的税がございますが、普通税で申し上げますと、馴染みのある自動車税ですとか、法人の事業税、県民税等がございます。また目的税では、産業廃棄物の施設に搬入される時に課税される産業廃棄物税、それと来年度から、県独自で導入を進めております宿泊税、こういったものが目的税ということでございます。このような税を、先ほど申し上げました県の予算の約35%を占める税収のために税務部門における職員約750名で業務を行っております。そのような中で、本日はこの県税の賦課徴収関係事務ということで、税務システムについて御説明をさせていただきます。

税務システムにおきましては、平成28年1月の利用開始から個人番号を保有しておりますが、これまで大きな事故もなく、適切に個人番号を取り扱っております。引き続き漏えい等の事故が無いよう、これまでどおりの取扱いを行っていくこととしておりまして、今回の評価書につきましても、全ての内容を見直した上で、結果としまして、5年前に答申いただきました評価書の運営内容を踏襲することとしております。

では、この全項目評価書を「概要版」ということで作らせていただいております。A3サイズの2枚カラー刷りのものを御覧いただきよろしいでしょうか。

1番上に税務システムにおける特定個人情報保護評価書全項目評価の概要と書かせていただいております。項目数も多いですので、概要版を作らせていただいております。なお、この概要版のそれぞれ右側に「P」と書いておりますものは、それぞれ評価書のページとなっておりますので、参照いただければと思います。

それでは、左上ローマ数字の「I 基本情報」から入らせていただきます。事務の名称は県税の賦課徴収事務になります。

まず③になりますが、税務システムは348万人の個人の納税義務者を登録しております。

②の事務内容でございますが、簡単に事務の流れを説明させていただこうと思います。下の方に図を書かせていただいておりますが、下の右半分の図を御覧ください。賦課徴収事務の流れというところになります。左上の方に、「納税義務者」そして右下が「税務課 県税事務所」こちらは、行政側になります。まず、Aの矢印、「納税義務の確定」これが賦課業務といわれるものになります。例えば、主なものとしましては、ここには記載しておりませんが、①に納税通知書の送付とございますが、例えば、県内の約170万台の自動車の所有者に対しまして、納税通知書を発しております。発することで賦課をしております。この170万台分の納税通知書は、税務システムに登録している情報を書き出し、その情報をもって印刷・作成しております。

次に真ん中あたりになりますが、「C 督促・滞納処分等」、これが徴収事務と言われる業務になります。納期限までに納付がなされていない額を申し上げますと、平成30年度の数字になりますが、約81億円、このうち約7割が市町村で賦課徴収をする個人県民税となっております。税務システムでは滞納者の一覧・未納額・時効等を管理しておりまして、県税の職員はこのシステムの情報から、催告や差し押さえなどの滞納処分を執行しております。

次に右側の「E 通知・閲覧・記録等」がございますが、例えば個人の事業税を例に

挙げて説明させていただきます。記載はございませんが、国の税務署に確定申告した情報に基づきまして、県の個人事業税を課税することということが地方税法に定められております。そのため、ここに記載がなく、申し訳ないのですが、地方税共同機構という機関がございまして、そこが設置・運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）、これにつきましては後ほど説明いたしますが、この eLTAX を通じて、確定申告の情報を入手し、その情報に基づいて課税をしております。

他の税目でも地方税法に基づきまして、関係団体と連携を行い、日々適正な課税に努めております。

それでは上の欄に戻りまして、緑色のラインが引かれております「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」について御説明いたします。

ここでは、県税の賦課徴収事務を行うに当たりまして使用するシステムを列挙しておりますが、説明は本日お諮りする税務システムに絞って説明させていただきます。

《システム1》税務システムでございます。先ほど申し上げたような、自動車税や法人事業税など15種類の税目の賦課徴収を公平公正に行うため、県内12か所あります県税事務所と本庁の税務課職員約750名の職員が利用しております。先ほども賦課徴収事務について概要を説明しましたが、ここで少しだけ補足させていただきます。税務システムの1つ目として、①誰がどの財産、②どの所得を有しておるか、③そしてその財産・所得に対していくらの税が課税され、④その税をいつ・いくら支払ったかというような細かな情報を税目ごと、また、納税義務者ごとに登録しております。このほか身体障がい者の税の減免情報ですとか、納税を行わなかった滞納者との接触情報、所有財産に対して行った滞納処分情報等も保有しております。

納税義務者の納付情報は郵便局や金融機関コンビニ等から提供され、その情報を日々税務システムに取り込んでおります。このように、納税義務者の課税・納付・滞納処分情報等に係る全ての情報がこのシステムに登録されております。

それでは、また補足させていただくのですが、A4の1枚紙になりますが、税務システムと関連するシステムというペーパーを作らせていただいております。資料が飛び申し訳ございません。税務システムと関連するシステムということで図式化させていただいております。一番下の方になります。e-Tax、これは国の確定申告の情報を登録しているシステムになります。そこから下から2つ目になりますが、地方税ポータルシステム、これをeLTAXと言いますが、e-Taxから、eLTAXという地方税共同機構が運営するシステムを経て、国税の情報を入手し、右側の税務システムに取り込んでおります。この入手した確定申告情報にはマイナンバーが含まれており、所得情報と同時に、特定個人情報も入手していることとなります。このeLTAXでは、法人の電子申告や納税を行える等、納税義務者の利便性に寄与しており、今後もその利用拡大に向けて国による検討がなされているところです。このペーパーの説明はここまでになります。

続きまして、A3サイズの概要版に戻らせていただきます。

税務システムに関係するシステムでございますが、団体内統合宛名システムがございします。これらのシステムにつきまして、先ほどと同じように、下の図で説明させていただきます。図の左側になります。上から2つ目に、団体内統合宛名システムがございしますが、これに接続されています「情報提供ネットワークシステム」は、全国の市町村や

都道府県から番号法に基づき生活保護関係情報や障がい者に関する情報の照会を受け付けた場合、その情報を保有する自治体からデータを入手したり、照会があった団体へ回答したりするシステムになります。矢印で書いておりますとおり「情報連携」ということになります。この情報連携に当たりましては、上の方になりますが、中間サーバー・団体内統合宛名システムを経ることになり、この2つのシステムにおいて、業務システムここでは税務システムになるのですが、この税務システムに登録している者と、情報提供ネットワークシステムで登録している者を紐付けする役割を果たしております。なお、現在、税務システムは、直接、団体内統合宛名システムとはつながっておりません。そのため、この情報提供ネットワークシステムから情報を得るためには、まず安全措置をされた県の共有フォルダにデータを保管し、そのデータを受け取った担当課が必要な情報を取得することになります。番号法上、利用できるのは、県税の賦課徴収事務のうち減免事務と定められていますが、利用していないのが現状です。しかし、既に法整備がなされており、将来的に利用する見込みがあることから、評価書にはあらかじめ記載させていただいております。それが右側の半分の一番上になります、緑マーカーの「6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」というところに記載させていただきます。

なお、今飛ばしました左側のページの緑マーカー「3 特定個人情報ファイル名」「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」「5 個人番号の利用」につきましては、前回と変更がございませんので、説明を省略させていただきます。

**【小林部会長】**

一旦ここで区切らせていただきまして、このシステムのことについて何か御質問等がございましたら、お願いします。

**【全委員】**

なし。

**【小林部会長】**

だいたいお分かりになりましたでしょうか。

それでは、続けて説明をお願いします。

**【諮問実施機関】**

はい、それでは、続きまして、1枚目の右側になります「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」について御説明いたします。ここからは個人番号を含む特定個人情報の説明となります。ただし、このⅡにつきましては、前回の諮問から変更がございませんので重要な箇所に絞って御説明させていただきます。

「2 基本情報」でございますが、基本情報は税務システムには、約348万人の個人の登録がありますが、そのうち約6割に当たります226万人の個人番号を登録しております。なお、残りの4割の方のマイナンバーが登録されていないことにつきましては、地方税法上、申告にマイナンバーを記載することが義務付けられていない自動車税等の税目があり、その税のみ課税されている方については、マイナンバーの登録がなく、その差が出ております。

税務システムには、④になりますが、個人番号のほか4情報と言われる氏名、性別、生年月日、住所のほか、生活保護受給状況等の5、000を超える項目を取り扱っております。

保有開始は、個人番号の利用が開始されました平成28年1月からとなっております。続きまして、緑のマーカの「3 特定個人情報の入手・使用」についてです。ここでは特定個人情報の入手や使用について示しております。賦課徴収事務のために入手する主なものとしましては、先ほども例に挙げております、個人事業税の課税のため、国の税務署が持つ確定申告情報を、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて入手する方法や自動車税等、減免申請のために、御本人が申請書に記載されることによって入手する方法がございます。5年前と運用に変わりはなく、地方税法に定められた様式を使用し入手することにしており、また入手は番号法で認められている情報に限っていますことから、ここでは、詳細の説明は省略させていただきます。

続きまして、緑マーカの「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」についてです。納税義務者約350万人を適正に課税するためには、システム化して効率を図っているところではありますが、このシステムを運用するためにはSEなど専門的な知識者による管理が必要であります。また、紙で納税義務から申請されるものにつきましては、その膨大な量をデータ化する必要がございますので、これらについても委託を行っております。

委託につきましても、5年前と変更がございませんので、概要のみ説明させていただきます。

《委託1》税務システムの運用管理業務委託は税務システムの日々の維持管理を常駐するSEが行う委託業務となります。

次に《委託2》自動車二税（自動車税及び自動車取得税）の申告に係る情報処理業務委託は、自動車税の申告と国の運輸支局に登録されている内容の突合や申告書のデータ化を行う業務になります。

2枚目に移ります。《委託3》滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託は、滞納整理の進捗管理を行うため、税務システムからデータを直接抽出し、資料作りを行う委託業務になります。これも常駐するSEが行っております。

《委託4》県税収納管理業務等のデータ入力です。216万人に及ぶ情報をシステムに取り込むパンチ委託業務になります。銀行などで支払いをした納付書を委託事業者がシステムに入力作業を行っております。

いずれの業務委託におきましても、再委託は行っておりません。

続きまして、緑マーカの「5 特定個人情報の提供・移転」についてです。県税の賦課徴収を行う中で、課税に関する根拠資料等を関係機関に報告するため、その際に個人情報の提供を行っております。提供は全て5年前と同様、番号法で認められている範囲内で行っておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。

緑マーカの「6 特定個人情報の保管・消去」についてです。①の保管場所ですが、災害等でデータが毀損しないよう、データの管理を専門とする事業者が設置しておりますデータセンターに税務システムのデータを保管しております。データセンターは災害時に強い構造の建物となっており、監視カメラや生体認証等、複数のセキュリティ設備により厳重に管理されており、安定的に運用を行っております。

②保管期間です。6年以上10年未満としておりますが、地方税法上は遡って課税ができる年限が7年間となっておりますので、この期間を設定しております。



③消去方法は、税務システムに登録されている場合は、不要となった都度、税務システムから消去し、申告書等の紙媒体は専門の業者に依頼して、溶解処分を行っております。

これもここに記載しておりませんが、昨年12月の神奈川県ハードディスク転売情報流出事件を受けまして、総務省自治税務局からセキュリティ確保についての通知が発出されております。この通知を受けまして、個人情報を取り扱う情報システムの機器の処分につきましては、ハンマー等でハードディスクを破壊して使用できなくする物理的な破壊や、強い磁気を当てて破壊する磁気破壊のどちらかを行うこととされ、また廃棄せずに賃貸した事業者へ返却する場合は、職員立会いの下、初期化することが義務付けられたところでございます。

**【小林部会長】**

はい、ここで区切らせていただきまして、今の御説明が特定個人情報ファイルの概要で、その内容や委託の状況、保管・消去の状況についてでした。

何か御質問とか御意見等ございますか。

**【山元委員】**

お伺いしたいのですが、先ほどの、委託のところの⑦ですね、再委託の有無とありますが、すみません、よく分からないのですけれども、再委託というのはどういう定義なのでしょう。

**【諮問実施機関】**

県が事務を直接委託している業者が、またさらに別の業者に委託するということになります。それを再委託といいます。

**【山元委員】**

ありがとうございます。

それともう1つ、先ほどのハードディスクの転売とかその辺りの話ですね。実際のところ福岡県のほうでは、どういうふうに対策されているのでしょうか。

**【諮問実施機関】**

神奈川県の出発事件を受けまして、昨年末に、通知が発出されております。その内容では、磁気破壊をするように義務付けられたところですが、来年度の契約に向けては、その磁気破壊をするか、もしくは職員立ち会いの下、初期化をするかというような内容を契約締結時にきちんと明記するようになります。

**【山元委員】**

職員の立ち会いの初期化とそれから磁気破壊とではかなりレベルが違うような気がするのですが、今までは、福岡県の場合はどうされていたのですか。作業とかされていたのですか。

**【諮問実施機関】**

過去のことについては存じ上げないのですが、基本的には消去するように、こちらの方から伝えております。ただ、契約等に記載しているかどうかということになりますと、そこを明記されていなかったかと思うのですが、これからは明記した上で契約していこうというふうに考えております。

**【山元委員】**

消去というのは、方法によってかなりレベルの違いがあるということと、それからできれば物理破壊の方で徹底したほうがよろしいのかなという感じはするのですが、これは個人的な意見です。ありがとうございました。

**【小林部会長】**

ほかに御意見はよろしいでしょうか。

よろしいですか。私も今の山元委員の意見と同じなのですが、その立ち会いの下消去という話になると、消去したかどうかというのは結局、ある意味で素人の者が確認することになるわけですね。

業者の方はプロなので、上手に消去されたかのようにして、そして、実は消去されていなかったということもありうるのかなと。その辺りはやはり危惧されるところで、そこはやはり物理的に破壊した方が、安全だろうと思います。それがどこまでできるのかわかりませんが、私もそういうふうな意見を持っています。

それから、現在までどういうふうにされてきたのかということについては、また調べていただいて、次回の時で結構ですので、御報告いただけませんかでしょうか。

**【諮問実施機関】**

昨年、サーバーを移転しまして、その際には、もう既に使われなくなるハードディスクに関しては、物理破壊を業者にさせていただきまして、その証拠の写真を撮っております。

初期化に関しましては、賃貸でお借りしているものとか、例えば運用のSEさんが自分たちで持ち込まれたパソコン等を職場の方に持ち帰りまして、使用する場合、いわゆる、破壊ができない場合にのみ、初期化ということを考えております。

**【小林部会長】**

はい、ありがとうございます。よろしいですかね。

櫻井委員どうぞ。

**【櫻井委員】**

今の話は、この資料の中に出てくるのですか。例えば再委託だとか、委託先等は名前が出てきているのですか。再委託ではなくても、委託先のところで先ほどのハードディスクの破壊等についての記載はどこにあるのでしょうか。

**【諮問実施機関】**

資料にはございません。委託の話になりましたので、御参考までに、これからこういうふうに県が措置していきますという御紹介をさせていただきました。

**【櫻井委員】**

他県の事件ですけれど、たぶん事例として、これまでは福岡県はなかったのですが、どのように対応しているのかをはっきりと文章化した方がいいのではないかと思います。

**【諮問実施機関】**

この事件を受けまして、これから先は徹底するようしておりますし、過去のことにつきましては、これまで、大きな問題がなく、流出がなかったというふうに認識しております。

**【小林部会長】**

ありがとうございました。今の消去方法についてはこの概要の資料で見ますと、資料の右側のところに参照ページ数が記載してあって、16ページなので、この評価書の案を見ると、16ページのところに消去の方法が記載されているということでもよろしいでしょうかね。

概要の資料の前に評価書の案が付いていると思いますけれども、その16ページに物理的破壊などという記載があるように思います。

たぶん今、櫻井委員がおっしゃったのは、こういったことをきちっと書いておかないといけないのではないかという御意見だったかと思うのですよね。

そしてそれは、今はあくまでも概要版で説明をしていたから口頭での説明になったけれども、評価書案ではこの16ページに一応は書いてあるということではないでしょうかね。

**【櫻井委員】**

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、ここに書いてありますね。

**【小林部会長】**

いずれにしても、今、櫻井委員と山元委員から御意見がありましたのでその辺りは御検討いただければと思います。

それでは、先に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。続きをお願いいたします。

**【諮問実施機関】**

左の下の一歩下の方になります「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」についてです。ここからはリスク対策になります。税の賦課徴収におきまして、個人番号の入手や提供は全て番号法や地方税法に定められておりまして、業務はこの法に沿った取扱いを行っており、リスク対策も万全を期しております。

一番下になります緑マーカーの「2 特定個人情報の入手」《リスク1》目的外の入手が行われるリスク、そして、右の上になりますが、《リスク2》不適切な方法で入手が行われるリスクにつきましては、先ほど説明しました地方税共同機構が運営する国税の確定申告情報を専用回線から入手する全国的な方法のほかは、先ほども申し上げましたが、自動車税等の減免申請等によって個人番号を御本人か、または御本人の代理人が定められた様式に記入することによる入手が主となりまして、定められた様式に直接記入してもらうことから、目的外の入手はなく、不要な入手や不適切な入手についても同様に起こり得ないと考えております。

《リスク3》入手した特定個人情報が不正確であるリスクにつきましては、窓口において、本人又は代理人が申請書に記載した後に、マイナンバーカードの提示を受けまして、記載内容をその場で確認するよう番号法で定められております。つきまして、運用についても法に沿って行っておりますことから、正確な情報が入手できていると考えております。

《リスク4》入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスクですが、原則本人又は本人の代理人から直接入手することとしており、また申請書等の紙媒体は鍵付きの書棚に厳重に保管しておりますので、漏洩対策は万全を期していると考えております。

次に、緑マーカーの「3 特定個人情報の使用」についてです。《リスク1》につき

ましては、税務システムでは賦課徴収に関係のない情報を保有しておりませんので該当無しとさせていただきます。

次に、《リスク2》権限のないものによって不正に使用されるリスク、1つ飛びまして、《リスク4》特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクにつきましては、権限のないものが不正使用することがないように、税務システムを利用する場合は、2段階の認証を行っております。まずICカードを挿入し、さらにいずれもシステムにログインする際にはユーザーIDとパスワードを入力することとしております。また、税務システムの利用権限も担当する業務で最小限にとどめており、業務に関係のない画面の閲覧はできないように措置しております。また、税務システムはアクセス制御を行っております、不正に情報が複製されることはございません。

戻りまして、《リスク3》従業者が事務外で使用するリスクにつきましては、税務吏員は地方公務員法の守秘義務に加えまして、地方税法に秘密漏洩の罪が二重に課せられており、これを遵守しております。また、個人情報の取扱いにつきましては、職員の研修会等によって指導を行っているところです。

続きまして、緑マーカーの「4 特定個人ファイルの取扱いの委託」になります。ここからは、委託事業者の特定個人情報の管理体制について御説明いたします。

1つ目の情報保護管理体制の確認は、委託事業者に対して、秘密の保持や持ち出しの禁止、利用の制限の項目を遵守させる個人情報取扱特記事項を契約書に設け、この内容を遵守させております。

2つ目になります。特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限につきましては、委託事業者に個人ごとのユーザーIDとパスワードを設定して委託内容に沿ったアクセス権限を付与し、不要な画面は閲覧できないように制御しております。

3つ目、特定個人情報ファイルの取扱記録としては、誰が特定個人情報を閲覧したか分かるアクセスログを残しております。平成28年マイナンバー制度導入時から全ての情報を保管しております。

4つ目、特定個人情報の提供ルールにつきましては、委託事業者から外部に情報を提供することはありません。県から委託事業者に個人情報を提供する場合は、係長以上の上長のパソコンにのみインストールされておりますデータの書き出し用のソフトにおいて、上長の承認を受け、ファイルにはパスワードを設定して、安全措置を講じた上で渡しております。

最後に、特定個人情報の消去のルールにつきましては、消去のルールは、委託事業者は県の指示でのみデータの消去をするルールとしており、その指示も文書で行っております。

次に、緑のマーカー「5 特定個人情報の提供・移転」です。ここからは県が行うデータの提供・移転について御説明いたします。

《リスク1・2・3》は、特定個人情報の提供を受ける者の名前、提供の日時、提供する項目等の項目を持ち出し管理簿に記載し、7年間保存を行っており、また、先ほど説明した上長のダブルチェックを受けなければ、全てのデータは書き出しができないよう措置されており、リスクは低いものとなっております。

「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」です。冒頭に御説明したとおり、税

務システムは情報提供ネットワークシステムとの直接の接続は現時点で行っておらず、本格稼動まで至っていないものの、法体制が整っておりますので今後活用することも考えられますので、評価書にあらかじめ記載をさせていただいております。情報提供のネットワークシステムについては、国が設置・管理を行っており、団体内統合宛名システムや中間サーバーを経て、このシステムにのみ接続する設計となっておりますので、誤った情報を入手することはなく、安全性が担保されておりますことから、この項目も説明を省略させていただきます。

「7 特定個人情報の保管・消去」の《リスク1》特定個人情報の漏洩・滅失・毀損のリスクは、先に御説明したとおり、税務システムのデータは、委託先のデータセンター内に保管しており、厳重に管理されているため、そのリスクは低いものと考えております。また、税務システムにおいて、ウィルス対策ソフトによる不正プログラム対策やファイアウォールによる不正アクセス対策を実施しております。

これまで過去3年におきまして、税務システムにおいては重大な事故は起こっておりませんが、他課が委託した事業者が160名分のメールアドレスを表示したままメールマガジンを送付してしまい、個人情報が漏洩しております。このことから、県は委託先の緊急調査を行いまして、委託事業者もメール誤送信防止専用ソフトウェアの導入を指示しております。

次に《リスク2》特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクについては、マイナンバーの変更があった時など情報が入った場合に、県税事務所において調査を行い、情報を更新しております。

《リスク3》特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクとしては、消去されずにデータが存在するリスクについては、保存期間が経過する情報については確認の上、削除を行うこととしております。

「IV その他のリスク対策」です。

監査につきましては、事後点検及び他部署の点検ということで年に2回行っております。従業者に対する教育・啓発は、研修会を実施しております。

最後になりますが、参考というところに、パブリックコメントについて書かせていただいております。12月18日から1月21日までの35日間パブリックコメント実施しております。この実施の周知につきまして、前回のこの審議会で広く周知を行うよう御指摘をいただいておりますので、今年度は県のホームページをはじめ、全戸配送されます県だより、またここに記載しております新聞各紙又はラジオ等で行っております。なお、電話での問合せ等はあっておりましたが、5年前に引き続きコメント等はございませんでした。

以上、概要版になりましたが、全項目評価の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**【小林部会長】**

ありがとうございました。それでは、この最後のリスク対策のところについて何か御意見や御質問等はございますでしょうか。

山元委員どうぞ。

**【山元委員】**

すみません。職業柄、人を徹底的に疑えという感じになっていまして、世の中悪人しかいないという定義の下でいろいろなことを考えるようになってしまうのですが、しつこいようで申し訳ありません、先ほどの再委託をしてないというところなのですが、この再委託のところの定義の中に、例えば今、派遣の方とか、そういうのがあって必ずしも正社員でないとかそういう状況がありますが、その辺りは考慮されているのでしょうか。

**【諮問実施機関】**

委託事業者についてですが、基本的に税務システムを使われる事業者さんがいらっしゃるのですが、税務課内に常駐していらっしゃいます。基本的には正社員の方が配置されて、税務システムを見ながら、業務を日々行われています。

**【山元委員】**

分かりました。

もう1つよろしいでしょうか。最後のところの7番ですね、保管と消去のところ、ファイアウォールの話と、それから、ウィルス対策のソフトが導入されているとお聞きしました。これは、セキュリティ上そういった情報を公開されない方がいいとは思いますが、例えばファイアウォールの場合ですと、基本的には事後対策で、常時パッチとか更新されないといけないのですが、その辺りはきちっとされているということでしょうか。

**【諮問実施機関】**

はい、更新はやっております。常駐のSEさんを通じて、セキュリティの確保に努めております。

**【小林部会長】**

櫻井委員お願いします。

**【櫻井委員】**

その他のリスク対策の2の従業者とありますが、これは県の職員の方という理解でよろしいのでしょうか。

**【諮問実施機関】**

税務システムを取り扱う職員ということになっております。

**【櫻井委員】**

ちなみに何人ぐらい権限があるのですか。取り扱う、関与される職員というのは。

**【諮問実施機関】**

職員は750名ほどおりますので、全ての職員がこの税務システムを取り扱っております。

**【櫻井委員】**

そうすると、その方たち全員に関して年一回研修を実施しているということですね。

**【諮問実施機関】**

はい。それぞれの所属で行っているということになります。

**【櫻井委員】**

私どもの職場でも最近、こういう研修などはあるのですが、みんなオンラインでeラーニング等を使って、ちゃんと自分で30分なり1時間やったのかサーティフィケート

も取るのですけれども、県ではどのような形で実施されているのかなと思って。現場としては、研修実施は難しい面もありますので。

**【諮問実施機関】**

はい。税務に限らず、行政ですので県全体で個人情報を取り扱っているということになりますので、全庁的に同じような研修資料を用いて、それぞれの所属で研修を行なうということになっておりまして、必ず年に1回この個人情報の取扱いについては、研修を受けているということになっております。

**【櫻井委員】**

どうもありがとうございました。

**【小林部会長】**

そのほか、何か御意見ございますか。よろしいですか。

**【全委員】**

なし。

**【小林部会長】**

今、御説明いただきまして、こういうふうに行っているから大丈夫だというふうにおっしゃっていましたが、大丈夫かどうかというよりはやはり、先ほど山元委員もおっしゃいましたように、常に疑いを持ってですね、システムについてこういうリスク対策を定めた、そしてそれが本当に機能しているのか、ということに常に常に検証しながらやっていくことがやはり大切じゃないかなと思います。そこを意識していただきたいというふうに私も思います。以上でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。これで議題（1）を終了させていただきます。

**○ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について**

**【小林部会長】**

続きまして、議題（2）ですね。これは、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検になります。よろしく願いいたします。

**【諮問実施機関】**

市町村支援課の副課長をしております黒岩と申します。どうぞよろしく願いいたします。私からは、住民基本台帳ネットワークシステムの概要と、また、本日の諮問の趣旨についてお話をさせていただきます。なお、この評価書の方ですがその詳細につきましては、後ほど担当の方から改めて説明をさせていただきます。

まず、住民基本台帳ネットワークシステムの概要についてでございます。恐れ入りますが33ページをお開きいただけますでしょうか。評価書の33ページにこのような図の入った資料があるかと思っております、よろしいでしょうか。事務の概要と付箋が付いているものでございます。

この住民基本台帳ネットワークシステムでございますけれども、全国の地方公共団体を専用回線で結びまして、それまでは、市町村ごとに運用されていた住民基本台帳に関

するシステムをネットワーク化したものというものでございます。

全国共通の、本人確認を可能とするシステムでございまして、こちら平成14年から運用が開始されているところでございます。この33ページの図の右側に、機構と書いてございます。この機構、下の用語の説明のところにもございますが、システムの開発、運用管理は、この住民基本台帳法に基づきまして、国が設立しました地方公共団体情報システム機構というところが行っております。

このシステムの導入によりまして、市町村の間で住民の異動情報をやりとりできるようになりました。このため、例えば、パスポートなどを申請する際に必要だった住民票の写しの提出などが不要となりまして、住民の皆様の利便性向上につながっているというところでございます。

次に、本日の諮問をさせていただき趣旨でございまして。

御承知のとおり社会保障税番号制度の導入によりまして、住民基本台帳ネットワークシステムにおきましても、個人番号、マイナンバーを保有しております。

本県が管理するサーバーでは、県内約500万人の住民の皆様の個人情報を保有しております。対象人数が要件の30万人を超えております。

そのため、特定個人情報評価指針に基づきまして、平成27年度、およそ5年前に特定個人情報保護評価書を作成いたしまして、全項目評価を実施したところでございます。

今回また、再評価の手続きとして、昨年12月18日から本年の1月21日にかけてまして、パブリックコメントを実施いたしました。

そして、本日、本審議会において、第三者点検をお願いするものでございます。

現行のこの評価書でございましてけれども、住基ネットの評価書ですが、地方公共団体情報システム機構が示しました雛形に、本県における運用状況を加えて、5年前に作成したものでございます。

今回、再評価を実施するに当たり住民の皆様の信頼確保のため、端的に言えば、一般の方に分かりにくい表現が多くございましたので、その辺りは分かりやすい表現に変えさせていただいたと、特に、一般の住民の方に関心が高いであろうリスク対策のところ、その辺りに重点を置きまして分かりやすい表現に改めたというところでございます。

お手元の資料37ページと38ページにA3の折り込みで、このようなリスク対策の骨子という表を裏表付けております。この一覧表に基づきまして、本日は、主に説明をさせていただければと思っております。

それでは、この評価書の詳細につきましては、担当の加藤のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

担当の加藤と申します。よろしくお願いたします。

私の方から住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書の内容について、御説明させていただきます。

お手元、今、御覧いただいております資料3を使って御説明させていただきます。時間に限りがございますので、全項目評価書の概要資料等、黒岩の方が申し上げた資料を用いて、前回評価書からの主な変更点及び重要な点に絞って詳しく御説明させていただきます。

説明の流れといたしましては、初めに住民基本台帳システムの概要、次に県で実施し



ている事務の内容、次に前回の全項目評価書からの変更点、最後にリスク対策の順に御説明させていただきます。

まず初めに、繰り返しになりますが住民基本台帳ネットワークシステムの概要について御説明させていただきます。

33ページをお開きください。

先ほど、黒岩の方から御説明いたしましたとおり住民基本台帳ネットワークシステムとは、全国の地方公共団体を専用回線で結びまして、市町村ごとに運用されている住民基本台帳に関するシステムをネットワーク化することによって、全国共通の本人確認を可能としているものでございます。

次に、下の図を御覧ください。

左側に市町村、中央に都道府県、右側に機構という作りになっております。

機構とは先ほど黒岩の方から申し上げました、地方公共団体情報システム機構のことを指します。

左枠内の既存住基システムが、住基ネットを運用する前から、市町村で各々運用されていたシステムでございまして、市町村内にCSと表記しております、コミュニケーションサーバと呼ばれるサーバを置くことで、システムを共通化いたしまして、都道府県サーバや全国サーバで情報を取り扱うことが可能となっております。以降コミュニケーションサーバは「CS」と御説明させていただきます。

取り扱う情報といたしましては本人確認情報といひまして、氏名、性別、生年月日及び住所の4情報に加えまして、住民票コード、個人番号、これらの変更情報を指します。

特定個人情報保護評価書に今回記載させていただいておりますところは、福岡県で管理をしている部分でございまして、上の図で申し上げます集約センター及び都道府県サーバの部分の部分を指しているということになっております。

図の中では、市町村において住民の異動が発生いたしますと、図の左枠内の既存住基システムからCSへ移動情報が通知されまして、CSの情報が更新されます。同様の移動情報がCSから図中央の都道府県サーバへ、都道府県サーバから全国サーバへ通知されることで、都道府県サーバと全国サーバの情報が更新されるというようなシステムとなっております。

こちらの情報を利用いたしますことで、パスポート等を申請する際に必要だった住民票の写しを省略することが可能となっているものです。

次に、34ページをお開きください

本県で実施しております事務の内容につきまして御説明いたします。

35ページ、右側のページにございます図内の矢印の色・番号と各事務がリンクしておりますので、35ページの図も御覧いただきながら御説明させていただければと思います。

まず、34ページ青色の枠囲みの「1. 本人確認情報の更新に関する事務」でござい

ます。

これは、先ほど概要でも御説明いたしましたように、住民の異動に関する事務でありますので省略をさせていただきたいと思ひます。

続きましてオレンジ色の枠囲みの「2. 福岡県の他の執行機関への情報提供又は他の

部署への移転」です。

35ページの図の右側の中段にございますオレンジの矢印のところでございます。

事務の内容といたしましては「2-①. 福岡県の他の執行機関又は他の部署において個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会」を行い、「2-②. 福岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転」します。

これは、主に県の他の部署や人事委員会や監査委員事務局等の他の執行機関が事務に必要な本人確認情報を検索し入手する手続でございます。

次に紫色の枠囲みの「3. 本人確認情報の開示に関する事務」でございます。

35ページの図、左側の下段にございます住民から出ている紫色の矢印を御覧ください。こちらの流れが次の事務でございます。

事務の内容といたしましては「3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付け」、「3-②. 開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示」いたします。

次に黄緑色の枠囲みの「4. 機構への情報照会に係る事務」です。

35ページの図の中央の都道府県サーバ右上の黄緑色の矢印でございます。

こちらの事務についてですが「4-①. 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会」を行い、「機構より、当該個人の本人確認情報を受領」いたします。

これは、福岡県外の住民についての本人確認情報が必要となる場合に、全国サーバに対して検索を行うというものでございます。

次に黄色の枠囲みの「5. 本人確認情報検索に関する事務」です。

35ページの図、中央下段の福岡県（市町村支援課）というところから出ております黄色の矢印でございます。

こちらの事務につきましては「5-①. 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索」いたします。

こちらは、さきほど紫色の「3. 本人確認情報の開示に関する事務」で住民から開示請求を受けた場合に請求を行った本人の情報を検索するという事務でございます。

次に赤色の枠囲みの「6. 本人確認情報整合」です。

35ページの図の左側上段の市町村CSから出ております赤色の矢印でございます。

事務といたしましては「6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送信」し、「6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認」を行います。その後「都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知」いたします。

こちらは、市町村CSと都道府県サーバで保存しております本人確認情報が異なるということがないように、システムでより整合を図っているというものでございます。

以上が、事務の内容でございます。

#### 【小林部会長】

今までの事務の内容について何か御質問等はございますか。

**【森委員】**

これは、メインの情報はどこになるのでしょうか。集約センターがメインでそこから、情報を CS のほうも取ってくる、また、CS で変更して集約センターにも提供するし、全国サーバーにも情報が行くと思うのですが…。

**【諮問実施機関】**

はい、こちらが、先ほどの図で申し上げますと、33ページを御参照いただきたいのですが、上部に、市町村、都道府県、機構と3つに分かれている図がございまして、市町村の既存住基システムという所が一番左にあるかと思います。こちらに、各々の、市町村データが保管されておりまして、そちらの情報を都道府県サーバーの集約センターの方に集めまして、それを全国に届けているというものでございます。全国のものすべてを集めているという点で申しますと、機構の全国サーバーに全ての情報が集まっているところでございます。都道府県サーバーというのが県内60市町村の情報が集まっているところでございます。県内の情報を検索しようとした場合は、こちらの集約センターに検索をかけるということとなっております。

**【森委員】**

そして一番新しい情報は市町村のほうで修正をしていくというイメージですかね。

**【諮問実施機関】**

はい。

**【森委員】**

ありがとうございます。

**【小林部会長】**

ほかには、よろしいでしょうか。

特になければ進めさせていただきます。では、説明を続けてください。

**【諮問実施機関】**

続きまして、全項目評価書についての御説明に入らせていただきたいと思います。

2ページをお開きください。

全項目評価書の構成項目一覧でございます。

全項目評価書はIの「基本情報」からVIの「評価実施手続き」までの6つの項目で構成されております。

この評価書は、住基ネットの開発、運用を行っている地方公共団体情報システム機構で、国の特定個人情報保護委員会の承認を得ているものに本県における運用状況を追加いたしまして、本県の特定個人情報保護評価書を作成しているものでございます。

続きまして主な変更点について御説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

ページの中ごろ「5. 個人番号の利用」の法令上の根拠でございます。

マーカーで色をつけております。

4ページ目をお開きいただいているかと思います。ページの中ごろ、「5. 個人番号の利用」の法令上の根拠のところでございます。マーカーで色をつけております、下から3ポツ目「第30条の22（市町村間の連絡調整等）」というものを追記させていただきました。

次に9ページをお開きください。

「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」のページ中ごろ「提供先2 福岡県の他の執行機関（教育委員会など）」「②提供先における用途」の冒頭の文章に黄色でマーカーをつけさせていただいております。こちら「住基法第30条の15第2項第1号、第2号に規定された」というものは、元々の評価書では「住基法別表第六に掲げる」というものとしておりまして、こちらから変更をしております。

続きまして10ページをお開きください。

ページ中ごろ「移転先1 福岡県の他の部署（税務課など）」の冒頭文章に黄色でマーカーをつけさせていただいております「住基法第30条の15第2項第1号、第2号に規定された」は元々「住基法別表第五に掲げる」というものから変更をさせていただいております。

今まで、申し上げました3か所につきましては根拠規定を追記したものでございます。

11ページを御覧ください。

こちら「（別添2）特定個人情報ファイル記録項目」福岡県知事保存本人確認情報ファイルでございます。

こちらも機構の記載要領の変更に合わせて変更を行ったところでございます。

この中の黄色でマーカーをつけております「25. 旧氏 漢字」から「28. 旧氏 外字 変更連番」までを追加いたしました。

こちらは、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が施行されまして、「旧氏」が住民票記載事項に追加されたことに伴いまして、住基ネットにおいても本人確認情報として登録されることとなったものです。

続きまして12ページをお開きください。

12ページから18ページにかけて「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」について記載をしております。この部分につきましては、全体的に表現を改めております。

この変更を行いました理由といたしましては、先ほど黒岩の方から申し上げましたとおり、機構の記載要領に基づいた記載では一般の住民の方に分かりづらいと考えましたことから、特に近年注目されて重要となっておりますリスク対策に重点を置きまして、前回作成いたしました評価書をさらに分かりやすく変更したものでございます。なお、リスク対策のそのものの内容につきましては、前回作成した評価書から変更はしていません。

ここから、このリスク対策について、重点的に説明を続けさせていただけたらと思います。

リスク対策につきましては、別紙で御説明いたします。

37ページをお開きください。

37ページでございます。住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務におけるリスク対策の骨子でございます。

この骨子は、先ほど御紹介いたしました全項目評価書12ページから19ページまでの内容を項番でリンクさせ、プロセス、リスク、そして主な対策に分けて記載をしたものでございます。プロセス、リスクについては、全項目評価書の様式の項目は国の個

個人情報保護委員会が示している様式でありまして、変更ができませんが、骨子では分かりやすい言葉に置き換えさせていただいております。

初めに、どのように置き換えているかというのを御覧いただきたいと思いますので、お手数ですがけれども12ページと37ページを見比べていただけたらと思います。

12ページと37ページでございます。

例えば、プロセスで申し上げますと、全項目評価書の12ページ上から3段目の赤枠内「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」についてなのですが、こちらは37ページの骨子の方を御覧いただきますと、プロセスの一番上「2. 県が本人確認情報の更新のために市町村CSを通じて特定個人情報を県サーバに入手する」とさせていただいております。主語と目的語を加えまして具体的に表現を変えさせていただいております。

またリスクについてなのですが、12ページでは先ほど御紹介いたしました枠内の一つ下「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」については37ページの骨子ではリスクの一番上「リスク1：県が必要な特定個人情報以外の情報の入手を行ってしまうリスク」というふうに書き換えさせていただいております。

主な対策は評価書の内容と同様でございます。説明を続けさせていただきます。

それでは37ページの骨子によって御説明をいたしますので、37ページにお戻りください。

まずは、「2. 県が本人確認情報の更新のために市町村CSを通じて特定個人情報を県サーバに入手する」プロセスにおけるリスク対策についてです。評価書では12ページに記載しております。

このプロセスは、概要で御説明いたしました市町村CSから都道府県サーバに住民の異動情報を入手する際に発生するものでございます。

このプロセスに対するリスクは、「リスク1：県が必要な特定個人情報以外の情報の入手を行ってしまうリスク」、「リスク2：県が特定個人情報を入手する際に他者に情報を詐取・奪取されるリスク」、「リスク3：県が入手した特定個人情報が不正確であるリスク」、「リスク4：特定個人情報を入手する際に県が特定個人情報を漏洩紛失するリスク」がございまして。

このプロセスにつきましては、人の手が介在するものではございません。そのため、リスク対策についても、システム的に担保されているところでございまして記載のとおりです。時間も限られておりますので、今回、こちらにつきましては省略させていただきます。

続きまして、「3. 県が特定個人情報を使用する」プロセスにおけるリスク対策についてでございます。評価書では13ページから14ページに記載をしております。

A3の資料で申し上げますと中段より下でございます。

このプロセスの「リスク1：県サーバが保有する特定個人情報を、職員が使用目的を超えて紐付け又は担当事務に必要な情報まで紐付けを行うリスク」。

このリスクに対しましては、次の対策を講じております。

宛名システムや他の県の事務処理の庁内システムと県サーバは、直接接続はしない（県サーバからの情報の提供は全て媒体を通じて行い、取得情報は他の目的には使用で

きないよう厳格に媒体の管理を行う)ということをしております。

「リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)が不正に特定個人情報を使用するリスク」。

このリスク対策の中で特に重要なものは、上から1つ目の丸、ユーザ認証の管理。生体認証による操作者認証を行うということをしております。

こちら手の平の静脈を判別する装置で本人の登録をしておりまして、本人がその装置に手をかざすことで、端末の操作が可能となるというものでございます。

上から4つ目の丸、アクセス権限の管理。操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限を付与し、アクセス権限がある職員を管理簿で管理する。

最後の丸、特定個人情報の使用の記録。操作履歴を記録し、定期的に抽出して不正操作がないことを、システム管理を受託した業者が確認をしております。操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な利用の疑いがある場合は、利用管理簿等との整合性の確認や利用所属への聞き取りを行います。その他につきましては、記載のとおりでございます。

「リスク3：職員が特定個人情報を住基法、住基条例で利用が認められている事務以外に使用するリスク」。

このリスク対策といたしまして、システムの操作履歴を記録し、不適切な利用を行っていないかシステム管理を受託した業者が随時確認をしております。

また、毎年度一部の操作履歴を抽出し、当該利用が目的外利用でないか、使用した職員以外の職員に任じて点検をさせていただきます。

「リスク4：県サーバが保有する特定個人情報のファイルを職員が不正に複製するリスク」。

このリスク対策として、管理権限を持つ市町村支援課の特定職員以外は、システム制約により情報の複製はできないというようにさせていただいております。

A3用紙裏面を御覧ください。

続きまして、「4. 県が必要に応じて特定個人情報ファイルの取扱いの委託を行う」プロセスにおけるリスク対策についてです。評価書では14ページから15ページに記載があります。

本県で委託を行っているのは、機構とNEC九州支社の2者でございます。

それぞれ、機構には都道府県サーバの運用及び監視を、NEC九州支社には、都道府県サーバにアクセスすることができる代表端末及び業務端末の運用支援、障害発生時の復旧作業等の委託を行っております。

このプロセスのリスクについては、「委託先が特定個人情報を不正に入手することや不正な使用を行うリスク、委託先が特定個人情報を不正に他者に提供するリスク、委託先が特定個人情報の保管・消去を行う際に特定個人情報の漏洩が発生するリスク、委託先が委託契約終了後に特定個人情報を不正に使用するリスク、委託先が再委託を行う場合に再委託先で上記と同様の事態を生じるリスク」があります。

このリスク対策の中で特に重要なものは、まず、2つ目の丸、特定個人情報ファイルの閲覧者等の制限でございます。委託業者に名簿を提出させ、作業者を限定するとともに、アクセス権限を業務に必要な最小限のものとしてございます。操作履歴により、不

正な使用がないことを確認しております。

4つ目の丸、特定個人情報の提供のルール。

委託先から他者への特定個人情報の提供を一切認めない契約としております。システム管理業者は検索ログを確認できる権限を持つため、そのログの個人情報について、市町村支援課が随時調査をいたします。

5つ目の丸、特定個人情報の消去のルール。

県管理基準で、個人情報が記載された媒体を破棄する際、書類はシュレッダ、電子記録媒体は職員立会いの下、内容を読み取れないようにすることが規定されておまして、システム管理の委託業者に徹底をしております。

6つ目の丸、委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定。

目的外利用の禁止、個人情報の閲覧者の制限、個人情報の利用・提供の制限、個人情報の複写又は複製の禁止、再委託における条件、個人情報の保護に関する研修の実施及び当県職員による個人情報の状況の随時調査の実施を契約書に明記しております。

最後の丸、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保。

直接本人確認情報にアクセスする業務は再委託を禁止しております。再委託先には、その他全ての項目につき委託先と同様の安全管理措置を義務付け、委託先は再委託先の安全管理措置に対する管理監督を義務付けております。その他につきまして、記載のとおりでございます。

続きまして、「5-1. 県が特定個人情報を全国サーバへ提供する」プロセスにおけるリスク対策についてでございます。評価書では15ページから16ページに記載しております。

このプロセスは、概要で御説明いたしました都道府県サーバから全国サーバに住民の異動情報を送るものでございます。

このプロセスには「リスク1：（故意又は過失により）県が特定個人情報の不正な提供・移転を行うリスク」、「リスク2：県が情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報の提供・移転を行うリスク」、「リスク3：正当な全国サーバ以外の誤った相手方に特定個人情報を提供移転してしまうリスク」があります。

このプロセスにつきましても、人の手が介在するものではございません。そのため、リスク対策につきましても、システム的に担保されているところでもございまして記載のとおりでございます。時間も限られておりますので省略をさせていただきます。

続きまして、「5-2. 県担当部署（市町村支援課）が他の執行機関や他部署への提供移転を行う」プロセスにおけるリスク対策についてです。こちら、評価書では15ページから16ページに記載がございます。

このプロセスは、例えば税務課が、税の賦課徴収のために本人確認情報が必要である場合に、市町村支援課に対して本人確認情報の提供依頼を行うときに発生するものでございます。

このプロセスの「リスク1：（故意又は過失により）県担当部署（市町村支援課）職員が特定個人情報の不正な提供・移転を行うリスク」。

このリスク対策といたしまして、提供・移転（行えなかった場合も含む。）の記録（提供、移転の日時、操作者等）をシステムで上書きすることなく管理、保持しており

ます。

「リスク2：県担当部署（市町村支援課）職員が情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報の提供・移転を行うリスク」。

このリスク対策として、福岡県の他の執行機関及び部署への提供・移転の際に、媒体への出力が必要な場合は、逐一出力の記録を残す。

「リスク3：県担当部署（市町村支援課）職員が情報の誤った特定個人情報又は正当な他の執行機関や他部署以外の誤った相手に特定個人情報を提供・移転してしまうリスク」。

このリスク対策として、他の機関に提供しようとする特定個人情報の正当性を逐一個人番号で照合するため、誤って他人の情報を提供することはありません。

フラッシュメモリを用いた提供については、提供相手と直接対面し、相手が持参した媒体にデータを格納することで提供をしております。電子メールを用いた提供については、庁内ネットワークのメールシステムで、相手からの提供依頼時に相手が定めたパスワードを提供データに施して送付することとしております。

続きまして、「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」についてですが、先ほど御説明いたしましたように、住民基本台帳ネットワークシステムは市町村、県、全国サーバと繋がっておりますが、その他のシステムとは接続をしております。

このため、このプロセスは発生せず、リスクもございません。

続きまして、「7. 県が行う特定個人情報の保管・消去」のプロセスにおけるリスク対策についてです。評価書では17ページから18ページに記載がございます。

このプロセスの「リスク1：県が保管する特定個人情報が、他者に漏洩又は他者による滅失・棄損に遭うリスク」。

このリスク対策として、県サーバ集約センターにおいて、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理し、監視カメラで入退室者の特定管理を行っております。また、ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新等を行っております。

「リスク2：更新すべき特定個人情報が更新されず、古い情報のまま保管され続けるリスク」。

このリスク対策として、市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはございません。

「リスク3：消去すべき特定個人情報が保管期限後も消去されずにいつまでも存在するリスク」。

このリスク対策として、修正前の本人確認情報は保存期間経過後自動的に消去がされます。磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、その記録を残します。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的破壊等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにいたします。帳票については、福岡県文書管理規程等に基づき、定められた期間のみ保管するとともに、廃棄時には裁断、溶解等、当該文書に記録された情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じるものといたします。

ここまでが、具体的なプロセスに対して本県が講じておりますリスク対策でございま



す。

評価書では19ページに記載をしております「その他のリスク対策」については記載をさせていただいておりますとおりでございます。

最後に、21ページをお開きください。

21ページでございます「2. 国民・住民等からの意見の聴取」でございます。

本審議会に諮問させていただくに当たりまして、今回、御説明いたしました変更点も含め、県のホームページへの掲載及び市町村支援課への備え付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見の受付を行いました。

その結果、特に意見がございませんでした。

以上で、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の全項目票評価書の御説明を終わります。

御審議の程よろしく申し上げます。

**【小林部会長】**

はい、ありがとうございました。最初の方は個人情報の基本情報などの変更点だけの御説明だったと思います。その後、一番問題となるリスク管理について、この対策の骨子で詳しく御説明いただきました。これら全てについて結構ですが、何か御意見とか、御質問はございませんでしょうか。

**【山元委員】**

媒体に関して、いろいろと記載のほうを拝見させていただいているのですが、ここ5年、ここ数年はもう私の周りにハードディスクというものは存在しないのですが、ほとんどはSSDですね。あとは違う形式のメモリーですね。そういったものがいろいろなところにあって、ある意味その媒体に関する定義をきちっとされて、その媒体ごとの対策を考えたほうがよろしいのではないかなという感じがしております。

実際、今、皆さんも持たれていると思いますが、USBメモリーなどの媒体というのは、その中にいくらでも細工ができるので、盗聴じゃないですけども、そういったものまで仕組めるような形にもなってきているので、そういうことも少し、今後ですね、考慮された方がよろしいのではないかなという感じがしております。

**【小林部会長】**

ありがとうございます。貴重な御意見ですが、この辺りは諮問実施機関のほうで何か考えられておられますか。

**【諮問実施機関】**

その辺りは、私どももIT関係については詳しくないものですから、所管の情報政策課とも協議しまして、今後そういったことが把握できるように、また随時見直しを図っていきたいと思います。

**【小林部会長】**

はい、ありがとうございます。ほかに何かございますか。

**【全委員】**

なし。

**【小林部会長】**

よろしいでしょうか。いずれにしても、先ほどの議題（1）、議題（2）のいず

れも次回が答申案の検討ということになっておりますので、その際にまた御質問等もいただければと思っております。

それでは、これで議題（２）の審議も終わりにさせていただきます。

これで議題（１）、議題（２）いずれも、審議が終わりましたので、最後に事務局の方から連絡事項がありますのでお願いいたします。

**【事務局】**

次回の日程について御連絡します。次回は全体会それから第二部会を同日に開催する予定でございます。

３月１９日木曜日の１０時から全体会を、１１時からこちらの第二部会を開催させていただきたいと存じます。場所は同じくここ特９会議室でございます。御出席のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**【小林部会長】**

はい、ありがとうございました。

これで全ての議事が終了ということになります。本日は、長時間御説明いただきまして、また御審議いただきましてありがとうございました。

また次回もどうぞよろしくお願いいたします。本日はこれで終了いたします。

以上のとおり第１４期第１回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録を確定する。